

令和七年第四回

(十二月十八日)

特別区競馬組合議会定例会

会

議

録

特別区競馬組合議会

目次

○令和七年十二月十八日

期 日		1
場 所		1
出席議員		1
欠席議員		2
出席説明員		2
出席議会事務局職員		3
議事日程		3
開会・開議		4
異動議員の報告・常任委員の指名報告・異動議員の議席指定		4
会議録署名議員の指名		4
諸般の報告		4
例月出納検査結果の報告・令和七年度定期監査等の結果に関する報告		4
挨拶（服部征夫管理者）		5
日程第一 会期の決定について		5
日程第二 議案第十七号 特別区競馬組合副管理者（常勤）の選任の同意について		6
提案理由説明（岸 幸弘総務担当部長）		6
採決		7
挨拶（桑野俊郎競馬事務局長）		7

日程第三	議案第十八号	特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	8
日程第四	議案第十九号	特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	8
提案理由説明（岸 幸弘総務担当部長）			8
委員会付託			11
会議時間の延長			11
休憩			11
再開			11
総務・事業委員会審査報告書の提出			11
日程の追加			12
追加日程第一	議案第十八号	特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	12
追加日程第二	議案第十九号	特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	12
総務・事業委員会審査結果報告（秋谷こうき委員長）			12
採決			13
挨拶（服部征夫管理者）			14
退任挨拶（小柳津 明副管理者）			14
閉会			14
資料の部			19
議案の部			33

令和七年第四回特別区競馬組合議公定例△△△議録

一期 日 令和七年十二月十八日（木）

二 場 所 東京区政会館 一九一会議室

三 出席議員（二十一名）

十六番	十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番	
（豊島区）	（杉並区）	（中野区）	（渋谷区）	（世田谷区）	（大田区）	（目黒区）	（品川区）	（荒川区）	（北区）	（台東区）	（文京区）	（新宿区）	（港区）	（中央区）	（千代田区）	
島村	木梨	森	一柳	石川	鈴木	鈴木	渡辺	斎藤	青木	石川	市村	渡辺	土屋	原田	秋谷	
高彦	もりよし	たかゆき	直宏	ナオミ	隆之	まさし	ゆういち	泰紀	博子	義弘	やすとし	清人		賢一	こうき	
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

(練馬区)

(墨田区)

(江東区)

(足立区)

(葛飾区)

（板橋区）

(江戸川区)

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

六	副参事（公正担当）	笹本美穂 君
	厩舎担当課長	小山昭二 君
	施設再整備担当課長（小林牧場長兼務）	中嶋将彦 君
	監査委員事務局長	宮澤裕司 君
	出席議会事務局職員	市川保夫 君
	議会事務局長	秋山兵吾 君
	議事担当課長	木内昌彦 君
	書記	保木本正 憲 君
	書記	
	議事日程	
七	日程第一	会期の決定について
	日程第二	議案第十七号 特別区競馬組合副管理者（常勤）の選任の同意について
	日程第三	議案第十八号 特別区競馬組合職員の新給与に関する条例の一部を改正する条例
	日程第四	議案第十九号 特別区競馬組合会計年度任用職員の新給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
	追加日程第一	議案第十八号 特別区競馬組合職員の新給与に関する条例の一部を改正する条例
	追加日程第二	議案第十九号 特別区競馬組合会計年度任用職員の新給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

開 会（午後二時二十二分）

○議長（釧先美彦君） ただいまから、令和七年第四回特別区競馬組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

初めに、前定例会から今定例会までの間に議員の異動がありましたので、名簿を配付しております。異動議員の常任委員会の選任につきましては、委員会条例第五条第三項の規定に基づき、お手元に配付の名簿のとおり指名いたしましたので、同条第四項の規定に基づきご報告をいたします。

次に、異動議員の座席を会議規則第三条第一項の規定により、お手元に配付の議席表のとおりに指定いたします。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第一百十二条の規定に基づき、二十二番梅沢とよかず議員、一番秋谷こうき議員を会議録署名議員に指名いたします。

次に、諸般の報告について、議会事務局長に報告をさせます。

○議会事務局長（市川保夫君） ご報告申し上げます。

一、令和七年第四回特別区競馬組合議会定例会の招集について

二、議案の送付について

三、議事説明員について

以上、三件につきましては、お手元に文書の写しを配付しておりますので、内容の朗読は省略いたします。

○議長（釧先美彦君） 次に、例月出納検査の結果についての報告及び令和七年度定期監査等の結果に関する報告が監査委員から提出されておりますので、議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長（市川保夫君） ご報告申し上げます。

お手元に、令和七年八月分から十月分までの例月出納検査の結果について報告の写し及び令和七年度定期監査等の結果に関する報告についての写しをお配りしてございますので、配付をもって報告といたします。

○議長（釧先美彦君）　ここで、管理者から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

服部管理者、お願いします。

○管理者（服部征夫君）　特別区競馬組合管理者の台東区長の服部征夫でございます。

本日は令和七年第四回特別区競馬組合議会定例会を招集申し上げましたところ、ご多忙にもかかわらず、こうしてご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、平素より競馬組合の事業運営にご理解またご協力をいただいておりますことをこの場をお借りいたしまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会におきましては、三件の議案をご提案申し上げます。内容につきましては、人事案件一件、条例案件二件となっています。慎重なご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（釧先美彦君）　ありがとうございます。

管理者の挨拶が終わりましたので、これより、日程に入ります。

日程第一を議題とします。

〔市川保夫議会議務局長朗読〕

日程第一　会期の決定について

○議長（釧先美彦君）　会期についてお諮りいたします。

今定例会の会期は、会議規則第四条第一項第一号の規定に基づき、本日十二月十八日から二十二日までの五日間といたし

たいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（釧先美彦君） ご異議がなしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日十二月十八日から二十二日までの五日間とすることに決定いたしました。
次に、日程第二を議題といたします。

〔市川保夫議会議務局長朗読〕

日程第二 議案第十七号 特別区競馬組合副管理者（常勤）の選任の同意について

○議長（釧先美彦君） ここで桑野競馬事務局長から退室の申出がありますのでこれを許可いたします。

〔桑野俊郎競馬事務局長 退室〕

○議長（釧先美彦君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

総務担当部長。

○総務担当部長（岸 幸弘君） ただいま議題となりました議案第十七号、特別区競馬組合副管理者（常勤）の選任の同意につきましてご説明申し上げます。恐れ入ります議案書の一ページをお開きください。

本案は特別区競馬組合副管理者のうち、知識経験を有する者から選任された常勤副管理者の任期満了に伴い、新たに選任する必要があるため、特別区競馬組合規約第十一条第二項の規定に基づき提案するものでございます。

副管理者には桑野俊郎氏を選任いたしたくお願いするものでございます。なお、席上に略歴を配付してございます。後ほどお目通しいただければと存じます。

以上で、議案第十七号の説明を終わります。よろしくご審議の上、原案どおりご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（釧先美彦君） 提案理由の説明は終わりました。

これより本案について採決をいたします。

議案第十七号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（釧先美彦君） ご異議なしと認めます。

よって議案第十七号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

それでは退室していただきました桑野競馬事務局長の入室を許可いたします。

〔桑野俊郎競馬事務局長 入室〕

○議長（釧先美彦君） ここで特別区競馬組合副管理者の選任に同意されました桑野俊郎競馬事務局長から発言の申出がありますのでこれを許可いたします。

競馬事務局長。

○競馬事務局長（桑野俊郎君） ただいま副管理者として選任のご同意を賜り、誠にありがとうございます。

現在、競馬組合の経営状況は幸いにも好調に推移しております。

一方で、今後はトレーニングセンターの新設や大井競馬場の再整備など将来の競馬組合の経営を大きく左右する重要な政策が控えております。微力ではございますが、副管理者の職責を十分認識し、職務の遂行に当たりましては、服部管理者を補佐し、大井競馬の発展のため全力で職務を果たす所存でございます。議会の皆様には今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（釧先美彦君） ありがとうございます。

次に、日程第三及び日程第四を一括議題といたします。

〔市川保夫議会事務局長朗読〕

日程第三

議案第十八号

特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第四

議案第十九号

特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（釧先美彦君） これらの案について、提案理由の説明を求めます。

総務担当部長。

○総務担当部長（岸 幸弘君） ただいま一括議題となりました議案第十八号及び議案第十九号につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第十八号、特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。議案書の三ページをお開き願います。

本案は特別区において職員の給料表の改定等が行われることから、これとの均衡を図るため、本組合におきましても同様の改正を行う必要があります。改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。

恐れ入ります。十四ページをお開き願います。

第一条による改正につきましてご説明いたします。

初めに、期末手当及び勤勉手当の改定でございます。

第二十四条の改正は、期末手当の支給月数を、一般職員にあっては「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」と、管理監督の地位にある職員にあっては「百分の百七・五」を「百分の百十」とし、同条第三項におきまして、定年前再任用短時間勤務職員のうち、一般職員にあっては「百分の七十」を「百分の七十二・五」と、管理監督の地位にある職員にあっては「百分の六十一・二五」を「百分の六十三・七五」とするものでございます。

第二十四条の四の改正は、勤勉手当の支給月数を、一般職員にあっては「百分の百十七・五」を「百分の二十」と、管理監督の地位にある職員にあっては「百分の百三十五」を「百分の百三十七・五」とし、同条第三項におきまして、定年前再任用短時間勤務職員のうち、一般職員にあっては「百分の五十七・五」を「百分の六十」と、管理監督の地位にある職員に

あつては「百分の六十六・二五」を「百分の六十八・七五」とするものとございます。

続きまして、給料表の改定でございます。

公民較差を解消するため、給料表を十六ページから三十一ページに記載のとおり、それぞれ改正するものとございます。恐れ入ります三十二ページをお開きください。

第二条による改正についてご説明いたします。

第二十四条の改正は、期末手当の支給月数を、一般職員にあつて「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」と、管理監督の地位にある職員にあつては「百分の百十」を「百分の百八・七五」とし、同条第三項におきまして、定年前再用短時間勤務職員のうち、一般職員にあつては「百分の七十二・五」を「百分の七十一・二五」と、管理監督の地位にある職員にあつては「百分の六十三・七五」を「百分の六十二・五」とするものとございます。第二十四条の四の改正は、勤勉手当の支給月数を、一般職員にあつては「百分の百二十」を「百分の百十八・七五」と、管理監督の地位にある職員にあつては「百分の百三十七・五」を「百分の百三十六・二五」とし、同条第三項におきまして、定年前再用短時間勤務職員のうち、一般職員にあつては「百分の六十」を「百分の五十八・七五」と、管理監督の地位にある職員にあつては「百分の六十八・七五」を「百分の六十七・五」とするものとございます。

次に、本改正条例の附則でございます。

附則第一項で本条例の施行日は公布の日からとし、ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する旨定めるものとございます。

附則第二項では第一条の規定による給与表の改定は、令和七年四月一日から適用する旨を定め、附則第三項は第一条の規定による期末手当及び勤勉手当の改定は令和七年十二月一日から適用すると定めるものとございます。

附則第四項は令和七年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給を、次ページに移りまして、附則第五項は施行日から令和八年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整について、それぞれ定めるものとございます。

附則第六項は、改正前の条例に基づいて支給された給与は改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす旨定めるもの

で、附則第七項は必要な事項についての委任条項でございます。

恐れ入ります。三十七ページをお開き願います。

続きまして、議案第十九号、特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は特別区において会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定が行われることから、これとの均衡を図るため本組合においても同様の改正を行う必要があります。改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。

恐れ入ります、三十九ページをお開き願います。

第一条による改正につきましてご説明いたします。

第十六条第二項の改正は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給月数について「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」とし、第十六条の二第二項の改正は、同職員の勤勉手当の支給月数について「百分の百十七・五」を「百分の百二十」とするものでございます。

第二十九条第二項の改正は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給月数について「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」とし、次ページに移りまして、第二十九条の二第二項の改正は、同職員の勤勉手当の支給月数について「百分の百十七・五」を「百分の百二十」とするものでございます。

四十一ページをご覧ください。

第二条による改正につきましてご説明いたします。

第十六条第二項の改正はフルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給月数について「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」とし、第十六条の二第二項の改正は、同職員の勤勉手当の支給月数について「百分の百二十」を「百分の百十八・七五」とするものでございます。第二十九条第二項の改正は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給について「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」とし、次ページに移りまして、第二十九条の二第二項の改正は、

同職員の勤勉手当の支給月数について「百分の百二十」を「百分の百十八・七五」とするものでございます。

次に本改正条例の附則でございます。

附則第一項で本条例の施行日は公布の日からとし、ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する旨定めるものでございます。

附則第二項では、第一条の規定による期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定は、令和七年十二月一日から適用する旨定めるものでございます。

附則第三項は、改正前の条例に基づいて支給された給与は改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす旨定めるものでございます。

議案第十八号及び議案第十九号の説明は以上でございます。よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（釧先美彦君） はい、ありがとうございました。

提案理由の説明は終わりました。これらの案について所管の総務・事業委員会に付託いたします。

ここで議事の都合によりあらかじめ会議時間を延長いたします。

この際付託案件の委員会審査のため、会議を暫時休憩いたします。

休 憩（午後二時三十六分）

再 開（午後二時四十三分）

○議長（釧先美彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、総務・事業委員長から委員会の審査報告書が提出されました。

審査報告書の写しをお配りしておりますので、写しの配付をもって、ご報告いたします。

この際、日程の追加についてお諮りいたします。

お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、議案第十八号及び議案第十九号を本日の日程に追加したいと思ひますのでこれにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（釧先美彦君）　ご異議なしと認めます。

よつて、議案第十八号及び議案第十九号を本日の日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第一及び追加日程第二を一括議題といたします。

〔市川保夫議会議務局長朗読〕

追加日程第一　議案第十八号　特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第二　議案第十九号　特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（釧先美彦君）　これらの案につきまして、総務・事業委員長長の報告を求めます。

秋谷総務・事業委員長。

○総務・事業委員長（秋谷こうき君）　総務・事業委員会に付託されました議案第十八号及び議案第十九号の審査経過及び結果につきましてご報告申し上げます。

委員会では、理事者より議案の内容について説明を受けた後、審査に入りましたが、審査に当たつては、特に質疑意見等はなく、採決の結果、委員会は議案第十八号及び議案第十九号について、全員賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもって、総務・事業委員会の報告を終わります。

○議長（釧先美彦君）　ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（釧先美彦君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、採決をいたします。

総務・事業委員会の審査の結果は、いずれも原案可決でございます。

議案第十八号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（釧先美彦君）　異議なしと認めます。

よって、議案第十八号は、原案のとおり可決いたしました。

議案第十九号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（釧先美彦君）　異議なしと認めます。

よって、議案第十九号は、原案のとおり可決いたしました。

以上で、今定例会の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第六条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（釧先美彦君）　ご異議なしと認めます。

よって、今定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

ここで、管理者から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

服部管理者、お願いいたします。

○管理者（服部征夫君） 本日ご提案申し上げました案件は、慎重なるご審議をいただきまして、原案のとおりご決定を賜りまして

誠にありがとうございます。今後も競馬事業の発展に努力してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

議会の皆様には、本年も特別区競馬組合を本当に温かくお支えいただきまして、心よりお礼を申し上げます。来年も皆様とともに、より魅力のある大井競馬場を築いてまいりますので、ご理解またご協力をお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございます。

○議長（釧先美彦君） ありがとうございます。管理者の挨拶が終わりました。

さらに今期で退任される小柳津副管理者からご挨拶をいただきます。

小柳津副管理者、お願いいたします。

○副管理者（小柳津明君） 貴重なお時間をいただきまして恐縮いたします。本日をもって、競馬組合の副管理者を退任いたします。在職中一レースの売上げ、一日の売上げ、年間の売上げで過去最高という記録を更新させていただきました。特に年間の売上げでは令和四年に三十一年ぶりに売上げを更新いたしました。それから、翌令和五年には更にその記録を更新することができました。各区にも六億円、四年間で五百五十億円を分配することができました。これもひとえに渡辺特別区議会議長会会長、釧先特別区競馬組合議会議長をはじめとする各区議長の皆様によるご指導、ご協力の賜物だと思っております。大井競馬は永久に不滅です。今、七十五周年ですけれどもこれが九十年、百年と発展いたしますように皆様方のご支援をお願いいたしまして、退任の挨拶とさせていただきます。今までどうもありがとうございます。

○議長（釧先美彦君） ご苦労さまでございました。副管理者の挨拶は終わりました。

以上をもちまして、令和七年第四回特別区競馬組合議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでございます。

閉

会（午後二時四十八分）

会 議 録 署 名 議 員

議 長 釧 先 美 彦

議 員 梅 沢 とよかず

議 員 秋 谷 こうき

資
料
の
部

令和7年第4回特別区競馬組合議会定例会 議事日程

令和7年12月18日(木) 午後2時20分開議

日程第1 会期の決定について

日程第2 議案第17号 特別区競馬組合副管理者(常勤)の選任の同意について

日程第3 議案第18号 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例

日程第4 議案第19号 特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

特別区競馬組合議会 異動者名簿

(令和7年12月18日現在)

葛 飾 区 梅 沢 とよかず 議 員 令和7年11月17日 就任

特別区競馬組合議会 常任委員会選任名簿

(総務・事業委員会委員)

梅 沢 とよかず 議 員

(令和7年11月17日選任)

特別区競馬組合議会 議席表

令和7年12月18日～

22 番 梅 沢 とよかず 議 員



7 特 競 総 第 919 号
令和 7 年 12 月 11 日

特別区競馬組合議会
議長 釧 先 美 彦 殿

特別区競馬組合
管理者 服 部 征 夫

令和 7 年第 4 回特別区競馬組合議会定例会の
招集について

このことについて、本日、別紙写しのとおり告示したのでお知らせいたします。

記

- 1 期 日
令和 7 年 12 月 18 日（木）
- 2 場 所
東京区政会館 19 階 191 会議室
以 上



特別区競馬組合告示第五十三号

令和 7 年 第四回特別区競馬組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和 7 年 十二月 十一 日

特別区競馬組合
管理者
服 部 征 夫

一 期 日
令和 7 年 十二月 十八 日（木）

二 場 所
東京区政会館 十九階 一九一会議室



7 特 競 総 第 946 号
令和 7 年 12 月 11 日

特別区競馬組合議会
議長 釧 先 美 彦 殿

特別区競馬組合
管理者 服 部 征 夫

議案の送付について

このことについて、令和 7 年第 4 回特別区競馬組合議会定例会に付議する案件
を下記のとおり送付いたします。

記

- 1 人事案件
議案第 17 号 特別区競馬組合副管理者（常勤）の選任の同意について
- 2 条例案件
議案第 18 号 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第 19 号 特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例
以 上



7 特 競 総 第 988 号
令和 7 年 12 月 11 日

特別区競馬組合議会
議長 釧 先 美 彦 殿

特別区競馬組合
管理者 服 部 征 夫

令和 7 年第 4 回特別区競馬組合議会定例会に
出席する議事説明員について

7 特 競 総 第 1 4 1 号により要求のあった、標記の件について、下記のとおり通知
いたします。

記

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1 組合役員 | |
| 管 理 者 | 服 部 征 夫 |
| 副 管 理 者 | 小 柳 津 明 |
| 2 職 員 | |
| 競 馬 事 務 局 長 | 桑 野 俊 郎 |
| （事業担当部長兼務） | |
| 経 営 企 画 担 当 部 長 | 粕 谷 招 世 |
| 総 務 担 当 部 長 | 岸 幸 弘 |
| 参 事 | 笹 岡 賢 治 |
| （お客様事業課長事務取扱） | |
| 経 営 企 画 室 長 | 赤 瀬 貴 之 |
| （場外経営担当課長兼務） | |
| 広 報 課 長 | 山 田 健 一 郎 |
| シ ス テ ム 課 長 | 中 島 浩 司 |
| 総 務 課 長 | 山 下 玲 子 |
| 経 理 課 長 | 朝 生 崇 之 |
| 競 走 課 長 | 木 村 洋 之 |
| （副参事（馬主担当）兼務） | |
| 副 参 事 | 笹 本 美 穂 |
| （ 公 正 担 当 ） | |
| 厩 舎 管 理 課 長 | 小 山 昭 二 |
| 施設再整備担当課長 | 中 嶋 将 彦 |
| （小林牧場長兼務） | |
| 監 査 委 員 事 務 局 長 | 宮 澤 裕 司 |
| | 以 上 |



7 特競監第 87 号
令和 7 年 9 月 30 日

特別区競馬組合議会
議 長 釧 先 美 彦 様

特別区競馬組合
監 査 委 員 田 辺 裕 子
監 査 委 員 た だ 太 郎
(公 印 省 略)

令和 7 年 8 月分例月出納検査の結果について（報告）

地方自治法第 292 条及び第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく例月出納検査の結果について、第 235 条の 2 第 3 項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 検査月日 令和 7 年 9 月 25 日（木）
- 2 検査場所 東京区政会館 代表監査委員室
- 3 検査対象
令和 7 年 8 月末日における特別区競馬組合一般会計に係る現金の出納保管状況及び関係証拠書類
- 4 検査結果
令和 7 年 8 月末日における一般会計予算の執行及び資金の運用状況は、別紙のとおりである。
預金・有価証券現在高は、預金明細書、預金通帳及び取引報告書等と照合し、誤りのないことを確認した。
また、会計伝票等帳票についても、関係帳簿類と照合し、誤りのないことを確認した。

（別紙掲載は省略）



7 特競監第 105 号
令和 7 年 11 月 7 日

特別区競馬組合議会
議 長 釧 先 美 彦 様

特別区競馬組合
監 査 委 員 田 辺 裕 子
監 査 委 員 た だ 太 郎
(公 印 省 略)

令和 7 年 9 月分例月出納検査の結果について（報告）

地方自治法第 292 条及び第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく例月出納検査の結果について、第 235 条の 2 第 3 項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 検査月日 令和 7 年 10 月 27 日（月）
- 2 検査場所 東京区政会館 代表監査委員室
- 3 検査対象
令和 7 年 9 月末日における特別区競馬組合一般会計に係る現金の出納保管状況及び関係証拠書類
- 4 検査結果
令和 7 年 9 月末日における一般会計予算の執行及び資金の運用状況は、別紙のとおりである。
預金・有価証券現在高は、預金明細書、預金通帳及び取引報告書等と照合し、誤りのないことを確認した。
また、会計伝票等帳票についても、関係帳簿類と照合し、誤りのないことを確認した。

（別紙掲載は省略）



7 特競監第 115 号
令和 7 年 11 月 28 日

特別区競馬組合議会
議長 釧先美彦様

特別区競馬組合
監査委員 田辺裕子
監査委員 ただ太郎
(公印省略)

令和 7 年 10 月分例月出納検査の結果について（報告）

地方自治法第 292 条及び第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく例月出納検査の結果について、第 235 条の 2 第 3 項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 検査月日 令和 7 年 11 月 26 日（水）
- 2 検査場所 東京区政会館 代表監査委員室
- 3 検査対象
令和 7 年 10 月末日における特別区競馬組合一般会計に係る現金の出納保管状況及び関係証拠書類
- 4 検査結果
令和 7 年 10 月末日における一般会計予算の執行及び資金の運用状況は、別紙のとおりである。
預金・有価証券現在高は、預金明細書、預金通帳及び取引報告書等と照合し、誤りのないことを確認した。
また、会計伝票等帳票についても、関係帳簿類と照合し、誤りのないことを確認した。

（別紙掲載は省略）



7 特競監第 111 号
令和 7 年 12 月 1 日

特別区競馬組合議会
議長 釧先美彦様

特別区競馬組合
監査委員 田辺裕子
監査委員 ただ太郎

令和 7 年度定期監査等の結果に関する報告について（提出）

地方自治法第 199 条第 4 項及び第 7 項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定に基づき提出します。

なお、今回の監査にあたっては、大沢 たかし前監査委員職務執行者は令和 7 年 6 月 17 日まで関与し、ただ 太郎監査委員は令和 7 年 6 月 18 日から関与しています。

令和7年度

定期監査等報告書

特別区競馬組合監査委員

7特競監第111号
令和7年12月1日

特別区競馬組合議会議長 様
特別区競馬組合管理者 様

特別区競馬組合
監査委員 田 辺 裕 子
監査委員 た だ 太 郎

令和7年度定期監査等の結果に関する報告について（提出）

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定に基づき提出します。

なお、今回の監査にあたっては、大沢 たかし前監査委員職務執行者は令和7年6月17日まで関与し、ただ 太郎監査委員は令和7年6月18日から関与しています。

第1 定期監査

1 監査の対象及び実施期日

対 象 部 局	書 面 審 査 実 施 期 日	説 明 聴 取 実 施 期 日
議会事務局	9月30日(火)	10月2日(木)
総務課	7月29日(火)～8月1日(金)	◇競馬事務局長説明聴取 6月17日(火)
システム課	8月1日(金)、4日(月)、5日(火)	
厩舎管理課	8月6日(水)～8日(金)	◇課長説明聴取 10月14日(火) ・システム課長 ・競走課長 ・お客様事業課長 ・経理課長 ・厩舎管理課長
お客様事業課	8月21日(木)、22日(金)、25日(月)、 26日(火)	
経理課	8月28日(木)、29日(金)、 9月1日(月)～3日(水)	10月16日(木) ・広報課長 ・経営企画室長 ・総務課長
経営企画室	9月4日(木)、5日(金)、8日(月)	
広報課	9月8日(月)～10日(水)、16日(火)、 22日(月)	
競走課	9月10日(水)～12日(金)	
監査委員事務局	7月9日(水)	――

2 監査の方法

あらかじめ所管部局から提出された事務事業の執行管理に関する監査資料と関係書類及び諸帳簿等を照合するなど書面審査を行い、関係管理職等から事情を聴取した。

3 監査の視点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令や計画に沿って適正に行われているかを主眼に、以下の点から実施した。

- (1) 会計処理における計数は正確であるか。
- (2) 事務事業の執行は、法令等に沿って適正に処理されているか。
- (3) 事業の経営が効率的、効果的に行われているか。

4 監査の結果

令和6年度及び令和7年度監査実施日までの事務事業及び財務事務等の執行については、おおむね適正に処理されていると認められたが、以下の意見・要望事項に記載する点について善処されたい。

なお、起案文書の必要事項の記載漏れ、押印漏れ等軽易な事務上の誤りについては、監査委員が監査委員事務局長を通じて改善を求めるよう指示したほか、その都度関係職員に指導した。

【意見・要望事項】

(1) 契約事務について

ア 随意契約について

随意契約については、ここ数年来、法令の趣旨に従って慎重に対応するよう繰り返し改善を求めてきたところである。しかし、令和6年度の年間総契約件数 904 件に対し、予定価格 10 万円以上であるにもかかわらず随意契約としたものは 325 件であり、前年よりもわずかに低下傾向がみられるものの依然として多い。

契約については地方自治法第 234 条に規定されているとおり、その方法は一般競争入札が原則であり、指名競争入札や随意契約は、政令で定める場合に限りできるとされている。競争性・公正性・機会均等性等を確保するため、法令及び自ら定めた契約事務規則、その他基準・マニュアル等に基づき厳正な運用を図られたい。

以下に掲げるものは、適正な法令適用という点で疑義のあったものである。

① サンタアニタパーク競馬場との友好交流事業に関する業務委託

(「本事業に関し迅速な対応が可能な事業者である」と業者指定理由書に記載しているにもかかわらず、受託業者が委託事業の一部を再委託しているケース。他の業者が実施可能な事業であれば、その部分を分けて契約すべきではないか。)

② 大井競馬所属騎手、調教師および調教師補佐の研修会実施委託

(「関係者と協議を重ね、研修講師を決定した」と業者指定理由書にはあるが、協議内容を記載した書類が添付されておらず、適切な研修講師であるか判断することができないケース)

③ 基本広報活動委託業務にかかるタレントの変更

(プロポーザルにより選定した業者に予めキャスティング状況を明確にすることを要請していたにもかかわらず、契約前に委託内容の根幹をなす、タレントの変更を申し出たものであるが、口頭で注意しただけで、この業者とそのまま契約を行っていた。また、これに関しての事実経過や理由等は業務委託契約締結のための起案に記載されていない。過去にも同様のケースがあり、監査意見を申し述べた経緯がある。)

イ 業者の選定委員会について

当組合では、本年7月に「特別区競馬組合業者選定要綱」の一部を改正し、プロポーザルの透明性を確保するため、契約予定金額によってすべての選定委員会に契約を所管する総務担当部長又は経理課長を委員とすることが、契約を所管する部署の役割である。したがって、選定過程に総務担当部長又は経理課長は出席せず、中立な立場で選定過程を審査すべきであろう。透明性確保のために、他の自治体の例などを参考に適切な方法を検討していただきたい。

ウ 類似の物品・什器備品の連続購入について

一年間に2度にわたって同一の什器備品を購入する、または2年にわたって連続して同様の物品・設備を購入したケースがあった。(事務用パソコン・職員防災用ヘルメット・A I 顔認証カメラ)

物品・什器備品等の購入にあたっては、事前に購入の必要性・数量などのほか市場等の調査・検討を十分に行い、効率的・効果的な購入を検討すべきである。これらを購入した経緯について事情や状況があることも理解できるが、購入決定に関する起案には、連続して購入する理由や購入によって既に所有している同様の物品等の活用方法などは記載されていない。

購入決定にあたっての慎重な判断を望むものである。

エ 起案決定日・契約日・納期等について

文書等のシステム化によりペーパーレス化が促進され、効率的な事務執行が可能となった反面、十分なチェックが行われず文書間の整合がとれていない状況が多数見られる。起案決定日より前に契約締結請求書を起票している例、同一契約案件における各種帳票類の日付の違い、本案決定前に

支出伝票を起票している例などがあった。適正な契約・支出事務の執行に努められたい。

(2) 文書事務について

当組合の起案文書には、総じて事業の実施や物品・什器備品の購入にあたって、その必要性、実施に至るまでの経過や課題への対応策などが記載されていない。「〇〇事業を実施する」「〇〇物品を購入する」とのみの記載に留まっている。起案には、実施にあたっての経過や理由・対応策などを的確に記載し、組織としての意思決定を行うべきである。

また、これまでも度々意見を申し述べてきたが、管理者決定の事案が副管理者の臨時代行(以下「代決」という。)で完了しているものが多数見られる。事案の決定の代決については、特別区競馬組合事案決定規程第7条に「至急に決定を行う必要がある場合において、当該事案の決定を行う者が旅行又は休暇その他の理由により不在であるとき」と規定されている。この規定の趣旨を十分理解して、意思決定を行っていただきたい。さらに副管理者の代決については、「この起案の元となる起案が副管理者の代決となっていた」という理由で、代決を行っていた例もあった。法令等の定めを適正に踏まえて、意思決定を行うべきである。

(3) 会計事務について

会計上の事務処理について、複数のミスが見受けられた。

消費税及び地方消費税中間納付の遅延に伴う延滞税の支払い、失念による振替遅延、半年間にわたる郵券購入にあたっての振替伝票科目の誤り、納入されていない業務用専門誌への振替額の誤り、請求金額を四半期ごとに均等払として処理すべきところを、予算額のまま振替処理していたなどである。とりわけ消費税等の納付遅延は重大なミスである。初歩的なミスであっても誤りはあってはならないことである。会計上の誤りの未然防止に向けて、最大限の努力を望みたい。

(4) 人事管理について

就業月報と旅行命令簿の内容の齟齬、休日出勤の際の振替休日取得の確認が不明等、職員の出退勤の状況について、管理監督者の管理が十分なさ

れていない事例が各課で見られた。さらに、出退勤時間の打刻修正の多さが目立つ職員に対しての対応が不十分な事例もあった。

競馬開催日と非開催日で出退勤時間が異なることや、職員によって勤務時間が異なること、職場によって休日出勤が多い職場があることなど、当組合独自の勤務状況があることは承知しているが、そのうえで、管理監督者が職員一人ひとりの勤務状況を把握し適切な対応を行っていくことが、良好な職場環境を維持し、職員の人材育成につながっていくと考える。また、職員に対して、出退勤・出張・休暇等の申請書類の記載方法などを、周知徹底していただきたい。

(5) 内部統制について

近年、社会全体で組織のコンプライアンスの重要性が高まっている。組織が法令を遵守し、社会責任を果たし信頼される組織となることが求められている。地方自治法上は具体的な手立てとして、内部統制制度が定められているが（地方自治法第150条第1項）、この導入について当組合は努力義務となっている。しかし、法令を遵守しつつ適正に業務を遂行していくことが、組織のマネジメントを強化し、職員にとっても安心して働きやすい職場環境が実現できることになる。

当組合としても、内部統制の充実・強化を図り、適正な組織運営を阻害する業務上のリスクを評価し、リスクの発生を未然に防止し、発生時には早期対応を図るための体制づくりのために不断の努力をしていただきたい。

第2 財政援助団体等の監査

1 特別区競馬組合職員互助会

(1) 監査対象団体の概要

特別区競馬組合の常勤職員及び非常勤職員の福利厚生、相互扶助事業を行っている団体である。特別区競馬組合からは、会員の会費（給料月額3.5/1000）相当額の福利厚生交付金を受けている。

(2) 実施期日

書面審査 令和7年 7月29日(火)～8月1日(金)

説明聴取 令和7年10月16日(木)

(3) 監査の方法

規約、規程及び令和6年度事業実績・令和7年度事業計画等について監査資料と関係書類、諸帳簿等を照合するなどの書面審査を行い、関係者から事情を聴取した。

(4) 監査の視点

①事業は、補助金の目的に沿って適正に運営されているか。

②補助金、助成金及び貸付金の会計処理は、適正に行われているか。

(5) 監査の結果

令和6年度及び令和7年度監査実施日までの特別区競馬組合職員互助会の事業の運営及び会計処理は、おおむね適正に行われたものと認められる。

なお、補助金交付団体である競馬組合の指導に従い、厳正な資産管理に努められたい。

2 株式会社ティシーケイサービス

(1) 監査対象団体の概要

特別区競馬組合が全額出資し、平成13年2月9日に設立され、大井本場及びオフト後楽園等の場外発売所における勝馬投票券発売業務、大井本場等における指定席券発売業務等を、特別区競馬組合から受託して実施している。

(2) 実施期日

書面審査 令和7年 9月29日(月)

説明聴取 令和7年10月16日(木)

(3) 監査の方法

令和6年度事業結果、財務諸表、令和7年度事業計画などを書面審査するとともに関係者から事情を聴取した。

(4) 監査の視点

①経営は、出資目的に則って適正に執行されているか。

②会計処理及び財産の管理は、適正に行われているか。

(5) 監査の結果

令和6年度及び令和7年度監査実施日までの株式会社ティシーケイサービスの経営、会計処理及び財産の管理は、おおむね適正に行われたものと認められる。

令和7年第4回特別区競馬組合議会定例会 追加議事日程(第1号)

令和7年12月18日(木) 午後2時20分開議

追加日程第1 議案第18号 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例

追加日程第2 議案第19号 特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例



令和 7 年 1 2 月 1 8 日

特別区競馬組合議会
議長 釧先 美彦 様

特別区競馬組合議会
総務・事業委員長 秋谷 こうき

総務・事業委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、
会議規則第 7 4 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果
議案第 1 8 号	特別区競馬組合職員の給与に関する条例 の一部を改正する条例	原案可決
議案第 1 9 号	特別区競馬組合会計年度任用職員の給与 及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例	原案可決

議

案

の

部

議案第十七号

特別区競馬組合副管理者（常勤）の選任の同意について
右の議案を提出する。

令和七年十二月十八日

提出者 特別区競馬組合管理者 服部 征夫

特別区競馬組合副管理者（常勤）の選任の同意について

特別区競馬組合規約（昭和二十五年十月六日東京都知事許可）第十一条第二項の規定により、左記の者を特別区競馬組合副管理者に選任したいので、同意を求める。

記

桑野 俊郎 君

（提案理由）

特別区競馬組合副管理者のうち知識経験を有する者から選任された副管理者 小柳津 明君の任期満了（令和七年十二月十八日）に伴い、後任の選任の同意を求める。

議案第十八号

特別区競馬組合職員給与に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年十二月十八日

提出者 特別区競馬組合管理者 服部 征夫

特別区競馬組合職員給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 特別区競馬組合職員給与に関する条例（昭和二十八年特別区競馬組合同第四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改め、同項ただし書中「百分の百七・五」を「百分の百十」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の七十」を「百分の七十二・五」に、「百分の百七・五」を「百分の百十」に、「百分の六十一・二五」を「百分の六十三・七五」に改める。

第二十四条の四第二項中「百分の百十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百三十五」を「百分の百三十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に、「百分の百三十五」を「百分の百三十七・五」に、「百分の六十六・二五」を「百分の六十八・七五」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

41	242,300	301,200	341,100	373,300	415,000	499,200
42	243,400	302,500	342,800	375,200	417,300	500,700
43	244,600	303,800	344,500	377,100	419,400	502,100
44	245,800	305,100	346,200	378,900	421,500	503,500
45	247,100	306,400	347,800	380,700	423,600	504,800
46	248,200	307,600	349,400	382,500	425,500	506,200
47	249,300	308,900	351,000	384,300	427,400	507,400
48	250,500	310,100	352,700	386,100	429,200	508,600
49	251,800	311,400	354,400	387,900	431,000	509,700
50	252,900	312,700	356,000	389,700	432,600	510,900
51	254,000	313,900	357,600	391,600	434,100	511,900
52	255,200	315,100	359,200	393,300	435,400	512,900
53	256,400	316,300	360,900	395,000	436,700	513,900
54	257,500	317,500	362,500	396,700	438,100	514,800
55	258,600	318,700	364,200	398,400	439,300	515,700
56	259,800	319,900	365,800	399,900	440,300	516,600
57	261,000	321,100	367,300	401,400	441,400	517,400
58	262,100	322,300	368,900	402,900	442,500	518,200
59	263,200	323,400	370,400	404,400	443,500	519,000
60	264,300	324,600	371,900	405,900	444,400	519,700
61	265,400	325,800	373,500	407,300	445,200	520,400
62	266,500	327,000	375,100	408,600	446,000	521,100
63	267,600	328,200	376,600	409,900	446,800	521,700
64	268,700	329,400	378,100	411,100	447,600	522,300
65	269,800	330,500	379,600	412,200	448,300	522,900
66	270,900	331,700	381,100	413,200	449,000	523,500
67	272,000	332,900	382,600	414,200	449,800	524,000
68	273,100	334,100	384,000	415,200	450,500	524,500
69	274,200	335,200	385,400	416,200	451,100	525,000
70	275,300	336,400	386,700	417,000	451,800	525,500
71	276,400	337,600	388,000	417,900	452,400	526,000
72	277,500	338,700	389,200	418,700	453,000	526,500
73	278,600	339,900	390,300	419,500	453,500	527,000
74	279,700	341,000	391,300	420,200	454,000	527,500
75	280,800	342,100	392,300	420,900	454,500	528,000
76	281,900	343,100	393,200	421,600	455,100	528,500
77	283,000	344,100	394,200	422,300	455,700	529,000
78	284,100	345,100	395,100	422,900	456,300	529,500
79	285,200	346,000	396,000	423,600	456,900	530,000
80	286,300	346,900	396,700	424,200	457,300	530,500
81	287,300	347,600	397,500	424,800	457,800	531,000
82	288,400	348,400	398,300	425,300	458,300	531,500
83	289,500	349,100	399,000	425,800	458,800	532,000
84	290,500	349,800	399,600	426,300	459,300	532,500

別表第 1（第 5 条関係）
行政職給料表（一）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	196,600	245,300	268,800	292,300	320,000	396,500
	2	197,500	246,200	270,200	294,200	322,200	399,100
	3	198,400	247,100	271,600	296,100	324,400	401,700
	4	199,300	248,100	273,000	298,000	326,600	404,300
	5	200,300	249,100	274,500	300,000	328,900	407,000
	6	201,300	250,200	276,100	301,900	331,100	409,700
	7	202,200	251,300	277,700	303,800	333,400	412,400
	8	203,100	252,400	279,300	305,800	335,700	415,200
	9	204,000	253,600	281,000	307,800	338,000	418,000
	10	205,000	254,800	282,700	309,700	340,400	420,800
	11	206,100	256,000	284,500	311,700	342,700	423,600
	12	207,100	257,200	286,300	313,700	345,100	426,400
	13	208,100	258,400	288,100	315,700	347,400	429,200
	14	209,300	259,700	289,900	317,700	349,800	432,000
	15	210,500	261,000	291,700	319,700	352,100	434,800
	16	211,700	262,300	293,600	321,700	354,500	437,600
	17	213,000	263,700	295,500	323,600	356,800	440,500
	18	214,400	265,100	297,300	325,500	359,200	443,400
	19	216,000	266,500	299,200	327,500	361,600	446,300
	20	217,600	267,900	301,100	329,500	363,900	449,200
	21	219,200	269,400	303,000	331,500	366,200	452,100
	22	220,800	270,900	304,800	333,500	368,700	455,100
	23	222,400	272,400	306,700	335,400	371,100	458,200
	24	224,000	273,900	308,600	337,400	373,500	461,200
	25	225,600	275,400	310,500	339,400	375,800	464,200
	26	227,300	276,900	312,800	341,800	378,200	466,900
	27	229,000	278,400	315,200	344,300	380,600	469,700
	28	230,700	279,900	317,600	346,800	383,000	472,400
	29	232,000	281,500	320,000	349,300	385,600	475,000
	30	232,900	283,600	321,900	351,400	388,400	477,600
	31	233,600	285,700	323,700	353,500	391,200	480,100
	32	234,300	287,800	325,500	355,500	394,000	482,500
	33	235,000	290,000	327,300	357,500	396,800	484,700
	34	235,800	291,400	329,100	359,500	399,300	486,800
	35	236,600	292,800	330,800	361,500	401,500	488,800
	36	237,500	294,200	332,500	363,500	403,800	490,900
	37	238,400	295,700	334,200	365,500	406,100	492,800
	38	239,300	297,100	336,000	367,500	408,400	494,500
	39	240,300	298,500	337,700	369,500	410,700	496,100
	40	241,200	299,900	339,400	371,400	412,900	497,700

	129	325,800		419,700	445,000		
	130	326,200		420,100			
	131	326,600		420,500			
	132	327,000		420,900			
	133	327,300		421,300			
	134	327,700					
	135	328,000					
	136	328,300					
	137	328,600					
	138	328,900					
	139	329,200					
	140	329,500					
	141	329,800					
	142	330,100					
	143	330,400					
	144	330,700					
	145	331,000					
	146	331,300					
	147	331,600					
	148	331,900					
	149	332,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		209,700	246,200	286,500	306,100	331,100	401,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けていないすべての職員に適用する。ただし、第21条に規定する職員を除く。

85	291,600	350,300	400,300	426,800	459,800	533,000
86	292,700	350,900	400,900	427,200	460,300	533,500
87	293,800	351,500	401,500	427,700	460,700	534,000
88	294,800	352,000	402,000	428,200	461,200	534,500
89	295,900	352,600	402,500	428,600	461,700	535,000
90	297,000	353,200	403,000	429,100	462,200	
91	298,000	353,800	403,500	429,600	462,700	
92	299,100	354,300	404,000	430,000	463,200	
93	300,200	354,800	404,500	430,400	463,600	
94	301,300	355,300	405,000	430,900	464,100	
95	302,400	355,800	405,500	431,400	464,600	
96	303,400	356,300	406,000	431,800	465,100	
97	304,400	356,800	406,400	432,200	465,600	
98	305,500	357,200	406,800	432,600	466,100	
99	306,600	357,700	407,300	433,000	466,600	
100	307,700	358,200	407,800	433,400	467,100	
101	308,600	358,700	408,300	433,800	467,600	
102	309,600	359,100	408,800	434,200	468,100	
103	310,600	359,600	409,300	434,600	468,600	
104	311,500	360,100	409,700	435,000	469,100	
105	312,400	360,600	410,100	435,400	469,600	
106	313,300	361,000	410,500	435,800	470,100	
107	314,200	361,400	410,900	436,200	470,600	
108	315,100	361,800	411,300	436,600	471,100	
109	315,900	362,200	411,700	437,000	471,600	
110	316,700	362,600	412,100	437,400		
111	317,400	363,000	412,500	437,800		
112	318,100	363,400	412,900	438,200		
113	318,700	363,800	413,300	438,600		
114	319,400	364,200	413,700	439,000		
115	320,000	364,600	414,100	439,400		
116	320,600	365,000	414,500	439,800		
117	321,100	365,400	414,900	440,200		
118	321,600	365,800	415,300	440,600		
119	322,000	366,200	415,700	441,000		
120	322,400	366,600	416,100	441,400		
121	322,700	367,000	416,500	441,800		
122	323,100		416,900	442,200		
123	323,500		417,300	442,600		
124	323,900		417,700	443,000		
125	324,300		418,100	443,400		
126	324,600		418,500	443,800		
127	325,000		418,900	444,200		
128	325,400		419,300	444,600		

41	215,400	287,700	316,600	332,700
42	216,100	288,700	318,000	334,300
43	216,800	289,800	319,300	335,900
44	217,700	290,900	320,600	337,500
45	218,500	292,000	322,000	339,000
46	219,300	292,900	323,300	340,600
47	220,200	294,000	324,600	342,300
48	221,100	295,000	325,900	343,700
49	222,100	296,000	327,200	345,200
50	223,100	297,000	328,500	346,700
51	224,200	298,100	329,800	348,200
52	225,300	299,100	331,000	349,500
53	226,500	300,100	332,200	350,800
54	227,500	301,100	333,300	352,100
55	228,500	302,100	334,500	353,400
56	229,600	303,000	335,500	354,800
57	230,800	303,800	336,400	356,000
58	231,800	304,700	337,300	357,100
59	232,800	305,500	338,200	358,300
60	233,900	306,300	338,900	359,300
61	235,000	306,900	339,800	360,300
62	236,000	307,600	340,600	361,100
63	237,000	308,300	341,400	362,000
64	238,100	308,900	342,000	362,900
65	239,200	309,300	342,600	363,800
66	240,200	309,800	343,300	364,500
67	241,200	310,400	343,900	365,200
68	242,200	310,800	344,500	365,900
69	243,200	311,300	345,100	366,600
70	244,200	311,900	345,600	367,300
71	245,300	312,400	346,100	367,900
72	246,300	312,800	346,500	368,500
73	247,300	313,300	347,000	369,100
74	248,300	313,700	347,400	369,600
75	249,300	314,200	347,800	370,200
76	250,300	314,600	348,200	370,800
77	251,300	315,100	348,700	371,300
78	252,300	315,400	349,100	371,700
79	253,300	315,800	349,500	372,100
80	254,300	316,300	350,000	372,600
81	255,300	316,700	350,300	373,000
82	256,300	317,100	350,700	373,400
83	257,400	317,500	351,100	373,800
84	258,400	318,000	351,500	374,200

別表第2（第5条関係）
行政職給料表（二）

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	178,900	238,400	254,700	262,200
	2	179,600	239,200	256,300	263,900
	3	180,300	240,500	257,900	265,500
	4	181,000	241,900	259,500	267,300
	5	181,700	243,200	261,200	269,000
	6	182,400	244,500	262,700	270,700
	7	183,100	245,800	264,400	272,400
	8	183,800	247,200	266,000	274,200
	9	184,500	248,600	267,700	275,900
	10	185,200	250,400	269,600	277,700
	11	185,900	252,300	271,700	279,400
	12	186,600	254,100	273,800	281,200
	13	187,300	256,000	275,600	282,800
	14	188,300	257,300	277,500	284,500
	15	189,300	258,500	279,000	286,200
	16	190,300	259,800	280,600	288,000
	17	191,300	261,100	282,100	289,700
	18	192,200	262,300	283,700	291,500
	19	193,000	263,600	285,100	293,100
	20	193,900	264,800	286,600	294,900
	21	194,900	266,000	288,100	296,700
	22	195,900	267,100	289,600	298,700
	23	196,700	268,300	291,100	300,900
	24	197,600	269,400	292,600	303,100
	25	198,500	270,600	294,000	305,300
	26	199,500	271,600	295,500	307,100
	27	200,500	272,800	297,000	309,000
	28	201,500	273,800	298,400	310,700
	29	202,500	275,000	299,800	312,500
	30	203,600	276,100	301,200	314,200
	31	204,800	277,200	302,600	316,000
	32	206,000	278,200	304,000	317,700
	33	207,100	279,300	305,500	319,400
	34	208,300	280,400	306,900	321,200
	35	209,900	281,400	308,300	322,900
	36	211,400	282,500	309,600	324,600
	37	212,600	283,500	311,100	326,300
	38	213,500	284,600	312,500	327,900
	39	214,100	285,600	313,900	329,600
	40	214,700	286,600	315,300	331,200

	129	295,800	332,500	368,000	
	130	296,100	332,700	368,400	
	131	296,500	332,900	368,800	
	132	296,900	333,100	369,200	
	133	297,200	333,300	369,600	
	134	297,500	333,400	370,000	
	135	297,900	333,500	370,400	
	136	298,200	333,600	370,800	
	137	298,600	333,700	371,200	
	138	299,000	333,800	371,600	
	139	299,300	333,900	372,000	
	140	299,700	334,000	372,400	
	141	300,000	334,100	372,800	
	142	300,300	334,200	373,200	
	143	300,600	334,300	373,600	
	144	300,900	334,400	374,000	
	145	301,200	334,500	374,400	
	146	301,400	334,600	374,800	
	147	301,700	334,700	375,200	
	148	302,000	334,800	375,600	
	149	302,300	334,900	376,000	
	150	302,500		376,400	
	151	302,800		376,800	
	152	303,100		377,200	
	153	303,400		377,600	
	154	303,600		377,900	
	155	303,900		378,200	
	156	304,200		378,500	
	157	304,500		378,800	
	158	304,800			
	159	305,100			
	160	305,400			
	161	305,700			
	162	306,000			
	163	306,300			
	164	306,600			
	165	306,900			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		224,600	235,900	257,800	290,200

備考 この表は、既務、その他これらに準ずる業務に従事する職員で管理者が定めるものに適用する。

85	259,400	318,400	352,000	374,600
86	260,400	318,800	352,400	375,000
87	261,400	319,100	352,800	375,500
88	262,400	319,500	353,200	375,800
89	263,300	319,800	353,500	376,200
90	264,300	320,200	353,900	376,600
91	265,300	320,500	354,200	377,000
92	266,200	320,900	354,500	377,400
93	267,300	321,200	354,900	377,700
94	268,300	321,600	355,200	378,100
95	269,300	321,900	355,600	378,400
96	270,200	322,300	355,900	378,800
97	271,200	322,600	356,300	379,100
98	272,200	323,000	356,600	379,500
99	273,100	323,400	357,000	379,800
100	274,100	323,700	357,300	380,200
101	275,100	324,100	357,600	380,500
102	276,100	324,500	358,000	380,900
103	277,100	324,900	358,300	381,200
104	278,100	325,300	358,700	381,600
105	279,000	325,700	359,000	381,900
106	280,000	326,100	359,400	382,300
107	281,000	326,500	359,700	382,600
108	282,000	326,900	360,100	383,000
109	282,800	327,300	360,400	383,300
110	283,700	327,600	360,700	383,700
111	284,700	327,900	361,100	384,000
112	285,500	328,200	361,400	384,400
113	286,300	328,500	361,800	384,700
114	287,100	328,800	362,100	385,100
115	288,000	329,100	362,500	385,400
116	288,800	329,400	362,800	385,800
117	289,500	329,700	363,200	386,100
118	290,300	330,000	363,600	386,500
119	290,900	330,300	364,000	386,800
120	291,500	330,600	364,400	387,200
121	292,100	330,900	364,800	387,500
122	292,700	331,100	365,200	
123	293,300	331,300	365,600	
124	293,800	331,500	366,000	
125	294,300	331,700	366,400	
126	294,700	331,900	366,800	
127	295,100	332,100	367,200	
128	295,500	332,300	367,600	

第二条 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改め、同項ただし書中「百分の百十」を「百分の百八・七五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の七十二・五」を「百分の七十一・二五」に、「百分の百十」を「百分の百八・七五」に、「百分の六十三・七五」を「百分の六十二・五」に改める。

第二十四条の四第二項中「百分の百二十」を「百分の百十八・七五」に、「百分の百三十七・五」を「百分の百三十六・二五」に改め、同条第三項中「百分の百二十」を「百分の百十八・七五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に、「百分の百三十七・五」を「百分の百三十六・二五」に、「百分の六十八・七五」を「百分の六十七・五」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(第二十四条第二項及び第三項並びに第二十四条の四第二項及び第三項の改正規定を除く。)による改正後の特別区競馬組合職員の給与に関する条例(以下「第一条による改正後の条例」という。)の規定は、令和七年四月一日から適用する。

3 第一条の規定(第二十四条第二項及び第三項並びに第二十四条の四第二項及び第三項の改正規定に限る。)による改正後の特別区競馬組合職員の給与に関する条例の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

(令和七年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

4 令和七年四月一日から第一条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、同条の規定(第二十四条第二項及び第三項並びに第二十四条の四第二項及び第三項の改正規定を除く。)による改正前の特別区競馬組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の第一条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動

の日における号給は、管理者が定める。

(施行日から令和八年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整)

5 施行日から令和八年三月三十一日までの間において、第一条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第一条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

6 第一条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第一条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

7 附則第四項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(提案理由)

特別区において職員の給料表の改定等が行われることになったので、これとの均衡を図るため、本組合においても同様の改正を行う必要がある。

議案第十九号

特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年十二月十八日

提出者 特別区競馬組合管理者 服部 征夫

特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第一条 特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年特別区競馬組合条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改める。

第十六条の二第二項中「百分の百十七・五」を「百分の百二十」に改める。

第二十九条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改める。

第二十九条の二第二項中「百分の百十七・五」を「百分の百二十」に改める。

第二条 特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改める。

第十六条の二第二項中「百分の百二十」を「百分の百十八・七五」に改める。

第二十九条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改める。

第二十九条の二第二項中「百分の百二十」を「百分の百十八・七五」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

（給与の内払）

3 第一条の規定による改正後の条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第一条の規定による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（提案理由）

特別区において会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定が行われることになったので、これとの均衡を図るため、本組合においても同様の改正を行う必要がある。

令和七年第四回特別区競馬組合議定会定例会議録

令和八年二月 発行

編集・発行 特別区競馬組合議会事務局

千代田区飯田橋三丁目五番一号

東京区政会館二十階

電話 〇三(五二一〇)九七二八

